

## 「令和3年度（2021年度）いじめ防止プログラム」

### 1 概要

学生の生命・尊厳及び教育を受ける権利を著しく侵害し、かつ、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるといういじめの本質を踏まえた時には、いじめの未然防止を徹底して行うことこそが重要である。そしてどの学校のどの学生にも起こり得るのであるいじめの未然防止の実効性の確保のためには、学生のいじめに向かわない態度・能力を育成するとともに、全ての学生において、いじめへの異議・通報等を容易なものとする「いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり」を学校内及び寮生活等で実現する必要がある。

このような環境を実現するためには、平素から教職員全員や学生を含めた研修や全校集会を通じた、いじめ防止のための様々な活動を行うことが重要である。

については、「奈良工業高等学校いじめ防止等のための基本計画」に基づき、いじめの防止に資する取り組みを計画的に盛り込んだ実施計画として「いじめ防止プログラム」を定める。

### 2 年間を通じたいじめ防止の取り組みについて

以下の取り組みにより、いじめ防止の啓発活動及びいじめの早期発見を進める。

- (1) 全校集会やHRを通じた学生へのいじめ防止のための啓発活動を行う。
- (2) 人権特別講演会や人権合同特活等を通じて、教職員・学生に対していじめ防止の啓発活動を行う。
- (3) スポーツ大会，社会工場見学，高専祭等の集団体験の場を通じて，学生が共同的な活動に主体的に取り組む中で，お互いを認めあう絆を形成することによりいじめが起こらない環境を形成する。
- (4) 学級担任等の面談を通じていじめ実態の把握を行う。
- (5) 保護者懇談会（保護者向け公開授業のとき等に実施）での保護者の面談を通じて，いじめの実態の把握に努める。
- (6) 学生支援センター，カウンセラーなどの学生相談を通じて，いじめの端緒となる情報からいじめの実態の把握に努める。
- (7) 「学校適応感尺度調査」，定期的実施する「いじめアンケート」等を通じていじめの実態の把握に努める。
- (8) 年に1回以上の「いじめ防止週間」を設けていじめ防止の啓発活動等を行う。
- (9) 全教職員に，「教職員のいじめ対応チェックリスト」をもとに意識確認のアンケートを実施する。

### 3 いじめ防止等に係る年間計画について

上記2の具体的な取り組みについては以下の計画により実施する。

時期	学生向け	学校全体向け
3月		高専生活支援カードによる学生情報の把握
4月	入寮式・新入寮生歓迎会	保護者への相談窓口周知・学生への相談窓口周知
	新生オリエンテーション	
5月	学寮スポーツ大会	
	人権合同特活（2年）	
	春季スポーツ大会	
6月	人権合同特活（1年）	アンケート「学校適応感尺度調査」の実施
	寮祭	
7月	寮生保護者懇談会（1年）	保護者懇談会 「いじめ防止週間」の設定 教職員向けアンケート「教職員のいじめ対応チェックリスト」の実施
8月		学級担任・教科担当情報交換
9月		
10月	秋季スポーツ大会	
	人権合同特活（3年）	
	社会工場見学（1～4年）	
	人権教育特別講演会（4年）	
11月	高専祭	
	人権作文応募	
12月	人権教育特別講演会（5年）	保護者懇談会
	人権教育特別講演会（専攻科・教職員対象）	
1月		
2月	学寮送別会	学級担任・教科担当情報交換
3月		

- ・ 上記のほか定期的にいじめアンケートを実施する。（年4回程度）
- ・ 人権教育推進・いじめ防止委員会については2ヶ月に1回開催する。  
（定例開催：4月，6月，9月，11月，1月，3月他状況によっては臨時開催もあ  
うる。）